上郡町「事業者経営継続支援事業」募集要項

支援の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、影響を受ける中小事業者・個人事業主等を対象に、事業の継続を支えるための支援金を支給します。

■対象（次の２つの要件を満たす者）

（１）町内で農林漁業、商工業を営む中小事業者、個人事業主等で令和２年３月１日以前に創業しており引続き営業していること

法人　令和２年４月１日現在町内に本店を有し法人登記のある法人

個人事業主　令和２年４月１日現在上郡町内に住民票があること

※国の持続化給付金、県の休業要請事業者経営継続支援金の受給（予定）者は除く

副業としての事業は対象としません

金融業、宗教・政治上の組織もしくは団体、発（売）電事業及び支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断した者は除く

中小事業者とは中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条（裏面）の規定による者またはこれと同等と認められる者をいう

（２）令和２年４月または５月の売上が前年同月比で 20%以上減少していること

①創業日により平成 31 年４月または令和元年５月の売上がない場合

創業日以降令和２年４月または５月末日までの売上を創業以降の月数で除して得た平均売上を前年同月の売上とみなす

②各月売上が把握できない場合

確定申告書、決算書に記載された前年(度)１年間の売上を 12 で除して得られる売上と、令和２年４月または５月の売上とを比較する

③同一の経営者が複数事業を営む場合であっても、支援金給付は一事業者とします

■支給額　１００，０００円（令和２年４月または５月の売上が前年同月比で 20%以上減少し
①売上減少額が 10 万円以上の場合は一律 10 万円
②10 万円に満たない場合は減少額を限度とする）

■申請書類（提出された書類は返却しません）

①申請書兼請求書

②添付書類

法人　直近の確定申告書の写し（別表一）

※創業日により確定申告書がない場合は税務署に提出した法人設立届出書等の写し

個人事業主　直近の確定申告書の写し（第一表）

※創業日により確定申告書がない場合は税務署に提出した個人事業の開設届出書等の写し

青色申告　決算書１ページ目

白色申告　収支内訳書１ページ目

法人、個人共通　平成３１年４月または令和元年５月及び令和２年４月または５月の売上が分かる帳簿類の写し（総勘定元帳、売上台帳等）

創業日により平成 31 年４月または令和元年５月の売上がない場合は創業日以降の売上が分かる帳簿類の写し

③誓約書

④本人確認書類
　法人代表者または個人事業主本人の運転免許証、マイナンバーカード等の写し
⑤振込先通帳見開き１・２ページ目の写し（申請者と同一の名義）
⑥事業実態が分かる書類　事業所外観及び内部写真１点づつ（農業除く）
　　※外観は社名・店舗名看板等入りのもの

※中小企業基本法第２条の規定による企業者

業　種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業者数	従業者数
製造業（その他）	３億円以下	３００人以下	２０人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下	５人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下	５人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下	５人以下

■ご注意
支援金の支給は１事業者につき１回限りです。
この支援金の税務上の処理は、税理士または最寄りの税務署にお問い合わせください。

■申請手続
①受付期間：６月１日（月）～７月３１日（金）
　　郵送の場合は７月３１日（金）の消印有効です。
②方法
　郵送・持参により、申請書と添付書類を提出してください。（土日祝日可）
　ただし、新型コロナウイルス感染症予防のため持参の場合は、産業振興課備えつけのＢＯＸ（土日祝日は日直者）に投函してください。（内容について疑問点があれば、審査時に問合せをさせていただくことがあります。
　封筒には差出人の御住所、御名前を記載してください。
③申請に必要な書類の入手方法
　町のホームページでダウンロード、産業振興課、商工会窓口で配布します

■審査
申請内容について、問い合わせをさせていただく場合があります。
結果は、支援金（不）支給決定通知書により、申請者の所在地または住所あて発送します。

■支援金支給
申請受付から支給までは２～３週間を予定しています。

■個人（法人）情報の使用
支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。（それ以外の目的では使用しません）

■支援金返還
支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により支援金を受給した場合は、上郡町新型コロナウイルス感染症臨時経済対策交付金等交付要綱に基づき支援金の支給決定を取消し、全額返還していただきます。

■問い合わせ・提出先
　〒678-1292　赤穂郡上郡町大持 278 番地　上郡町産業振興課
　問い合わせ　午前８時 30 分から午後５時 15 分
　電話　0791-52-1116